○環境省告示第三号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年一月十五日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
農薬の成分	基準値	農薬の成分	基準値
（略）		（略）	
N－（トリクロロメチルチオ）フタルイミド（別名ホルペット）	1.4μg／l	*N*－（トリクロロメチルチオ）フタルイミド（別名ホルペット）	1.4μg／l
1－（2－クロロイミダゾ［1，2－a］ピリジン－3－イルスルホニル）－3－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イル）尿素（別名イマゾスルフロン）	690μg／l	（新規）	
O－4－シアノフェニル＝*O*，*O*－ジメチル＝ホスホロチオアート（別名シアノホス又はCYAP）	9.7μg／l	（新規）	
3，4－ジヒドロ－2，4－ジオキソ－1－（ピリミジン－5－イルメチル）－3－（α，α，α－トリフルオロ－*m*－トリル）－2*H*－ピリド［1，2－*a*］ピリミジン－1－イウム－3－イド（別名トリフルメゾピリム）	250μg／l	（新規）	
（*RS*）－α－シアノ－3－フェノキシベンジル2，2，3，3－テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名フェンプロパトリン）	1.5μg／l	（新規）	
メチル＝｛2－クロロ－4－フルオロ－5－［（*EZ*）－5，6，7，8－テトラヒドロ－3－オキソ－1*H*，3*H*－［1，3，4］チアジアゾロ［3，4－*a*］ピリダジン－1－イリデンアミノ］フェニルチオ｝アセタート（別名フルチアセットメチル）	7.5μg／l	（新規）	
N－（4－メチル－6－プロパ－1－イニルピリミジン－2－イル）アニリン（別名メパニピリム）	88μg／l	（新規）	

○環境省告示第四号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年一月十五日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
農薬の成分	基準値	農薬の成分	基準値
（略）		（略）	
N－（トリクロロメチルチオ）フタルイミド（別名ホルペット）	1.4μg／l	*N*－（トリクロロメチルチオ）フタルイミド（別名ホルペット）	1.4μg／l
（新規）		（新規）	
（新規）		（新規）	
（新規）		（新規）	
（新規）		（新規）	
（新規）		（新規）	